

# 国民年金コーナー

新成人の皆さんおめでとうございます  
～20歳になったら国民年金～

国民年金は年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで年をとったときや病気などで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに年金を受け取ることができます。

また20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。

## 《国民年金のポイント》

### ◆将来の大きな支えになります

国民年金は現在の現役世代の方が納めた保険料によって年金が支給される、世代間の支え合いを基本に運営しています。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

### ◆老後のためだけのものではありません

国民年金には高齢となったときに受け取る老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は加入者が亡くなった場合にその加入者により生計を維持されていた遺族が受け取ることができます。



## 《国民年金加入について》

20歳になった方(厚生年金加入者は除く)には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「年金手帳」などが送付されます。

年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要となりますので大切に保管してください。また「国民年金保険料納付書」が送付されますので金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。※口座振替やクレジットカード納付、電子納付も可能です。

## 《保険料の納付が困難なとき》

保険料の納付が経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

### ◆学生の方

ご本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請には在学証明書または学生証の写しの添付が必要となりますので忘れずにお持ちください。

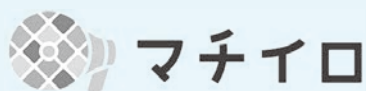
### ◆学生以外の方

学生以外の方でも所得が一定以下であれば申請により保険料が免除または猶予される制度がありますのでご利用ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

広報おのまちは



iOS用



android用



で配信中



マイ広報紙のQRコード